



別記様式第26号(第32条関係)

指令第 44 号

一般廃棄物処理業許可証

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則第32条の規定により、次のとおり許可します。

許可業者	住所 新潟市東区津島屋三丁目208番地
	氏名 株式会社 不二産業 代表取締役 本間 洋士
処理業の種類	処分業
取扱廃棄物の種類	木くず類(破碎処理) 木くず類、畳、紙くず(以上、破碎・減容処理) 食品系廃棄物、動物のふん尿(以上、堆肥化処理)
許可年月日	令和6年9月22日
根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項
許可の有効期限	令和8年9月21日
備考(条件)	破碎施設を移動式として用いて処理を行う場合は、施設運転計画及び維持管理計画を遵守すること。 紙くずについては、新潟市東区鷗島町2番地(旭カーボン株式会社)から排出されるカーボンブラックが付着したものに限り。

令和6年9月4日

新潟市長 中原 八一

